



コロナ禍が続いておりますが、現在、弊所も台湾特許庁も通常通り業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆様も時節柄、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。

TIPLO News

2022 年 1 月号(J269)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 知的財産局が 2022 年元旦から「グリーンチャンネル」導入
- 02 2022 年元旦から日台間「意匠出願の優先権書類の電子的交換」申請を受理
- 03 台湾が韓国と租税協定に調印
- 04 「バイオ新薬産業発展条例」改正案が立法院を通過、バイオ医薬品産業を新たな高みへ

台湾ハイテク産業情報

- 01 TSMC は高性能コンピューティングプロセステクノロジーN4X を推進
- 02 メルクが今後台湾に 170 億台湾元を投じると発表した
エレクトロニクス産業新ライン拡張のほか研究開発能力の強化も

台湾知的財産権関連判決例

- 01 専利権関連
複数の引用文献の技術内容を組み合わせる動機付けの有無を判断するとき、技術内容の関連性又は共通性を考慮すべき

今月のトピックス

J220103Y1

01 知的財産局が 2022 年元旦から「グリーンチャンネル」導入

知的財産局（TIPO）のニュースリリースによると、グリーンパテント（環境保護関連特許）の研究開発を促進し、商品化のプロセスを加速化するため、2022 年元旦から新たなグリーンチャンネルが導入されるという。知的財産局は 2014 年元旦に「特許早期審査プログラム（原文：發明專利加速審查作業方案、以下「AEP」）」において「特許出願に係る発明がグリーン・エネルギー技術に関連するもの」という申請事由（以下「事由 4」）を追加しており、2021 年 7 月現在までに 225 件が申請され、AEP 申請件数全体の 2.74%を占めた。またグリーン・エネルギー技術の AEP 申請件数のうち、国内からの申請が多く、88%を占めており、また産業別にみると、太陽エネルギー、LED、リチウム電池がトップ 3 となっている。

今回の AEP 改正の重点は次の通り。

- 一、文言の変更：AEP における「特許出願に係る発明がグリーン・エネルギー技術に関連するもの」を「特許出願に係る発明がグリーン技術に関連するもの」と変更して、グリーン・エネルギー技術のみに限定しないものとした。
- 二、申請適用範囲の拡大：省エネ技術関連、脱炭素技術及び資源消耗の節減関連等のグリーン技術に関わる範囲にあれば、すべて AEP を申請できる。
- 三、審査時間の短縮：「ビジネスの実施に必要であるもの」（事由 3）及び「特許出願に係る発明がグリーン技術に関連するもの」（事由 4）という申請事由については、必要な書類がすべて提出されてから一次審査通知（FA）までの期間が元来 9 ヶ月だったが、6 ヶ月に短縮された。一般的な発明の申請より審査時間が短縮されることで、出願人のパテント・ポートフォリオ構築にさらに有利となる。

「2050 年ネットゼロ」は全世界の目標であり、台湾が現在推進している国家人權行動計画（National Human Right Action Plan）においても「気候変動と人權」セクションで「最適なグリーンチャンネル・プログラムの策定」が重要業績評価指標として挙げられている。知的財産局は世界の情勢に適応するほか、グリーンパテントに関して AEP を改正することで、グリーン技術のイノベーターが継続してリソースの投入と研究開発を行うことを奨励し、グリーン技術の革新を通じて、環境の持続可能な発展と経済活力の向上というウィンウィンの局面を開くことを目指していく。（2022 年 1 月）

J211230Y1

02 2022 年元旦から日台間「意匠出願の優先権書類の電子的交換」申請を受理

知的財産局（TIPO）が発表した公告によると、優先権書類の電子的交換（PDX）のサービス対象を拡大することで PDX システムをより一層整備するため、TIPO と日本の特許庁は 2019 年に提携覚書に署名して、意匠を PDX の適用対象に組み入れることを決め、双方でシステムの開発とテストを行ってきたが、ついに接続機能の設置を無事に終え、2022 年元旦から日台間の意匠出願 PDX サービスの提供を開始するという。

このサービスを通じて、意匠出願人は紙媒体の書類を郵送する時間を省き、海外への出願手続きを簡素化することができ、審査作業の加速化にも役立つため、（TIPO では）大いに利用してほしいとしている。（2021 年 12 月）

J211130Y8

J211130Z8

03 台湾が韓国と租税協定に調印

台湾と韓国との「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための協定」（以下「台・韓租税協定」）が 2021 年 11 月 17 日にそれぞれの場所で署名された。双方は国内の法に定められた手続きを終えた後に書面で発効を互いに通知し、2022 年元旦から適用を開始する。

財政部によると、台湾と韓国は経済貿易の往来が密接であり、2020 年の台韓貿易総額は 357 億 4070 万米ドルに達し、台韓はそれぞれ相手国が 5 番目の規模を持つ貿易パートナーとなっているという。また 2021 年 7 月末現在で、台湾企業による対韓国投資総額は 20.41 億米ドル、韓国企業による対台湾投資総額は 15.06 億米ドルとなっている。台・韓租税協定が提供する適切な租税減免措置によって、二重課税は解消され、さらには税負担の軽減にもつながり、双方の企業の提携や技術交流に有利となり、企業競争力を高め、就業機会を創出し、双方の経済成長を促して、互惠・ウィンウィンの局面を開くことができる。

台・韓租税協定は、台湾と東アジア諸国とが署名した租税協定としては、日本に次いで 2 番目となる。同協定の発効により、台湾は東アジアにおける租税協定ネットワークを強化することができ、今後、他の国との租税協定署名に係る交渉や国際競争力の向上を行う上で有利になるものとみられる。（2021 年 11 月）

04 「バイオ新薬産業発展条例」改正案が立法院を通過、バイオ医薬品産業を新たな高みへ

立法院では 2021 年 12 月 21 日に「バイオ新薬産業発展条例」（原文：生技新薬産業發展條例）改正案が第三読会（訳注：国会に相当する立法院では三読会制を採用）を通過し、名称を「バイオ医薬品産業発展条例」（原文：生技醫藥産業發展條例）に変更した。

「バイオ新薬産業発展条例」は 2007 年 7 月 4 日に公布施行され、租税優遇等の措置を通じて、台湾のバイオ医薬品産業に革新の活力を注ぎ込み、同産業が付加価値の高いバイオ医薬品へと発展するように導いてきた。今までに多くの商品が海外で発売され、台湾の新薬やハイリスク医療器材の海外進出を促している。今回の改正の重点は以下の通り。

- 一、施行の期限を 2031 年 12 月 31 日に延長。
- 二、奨励適用範囲の拡大：同条例の奨励適用範囲には元来の「新薬」と「ハイリクス医療器材」以外に「新剤形製剤」、「再生医療」、「プレシジョンメディシン」、「デジタルヘルス」、「バイオ医薬品産業専用の革新技术プラットフォーム」等が追加され、また「バイオ医薬品企業」に受託開発製造業務に従事するもの（CDMO）も組み入れられたほか、「新興バイオ医薬品」が「その他の戦略的バイオ医薬品」に変更された。
- 三、研究開発への投資の税額控除を改正：バイオ医薬品企業による研究開発への投資額の 25%を限度として、当年度より 5 年以内の各年度の営利事業所得税（訳注：法人税に相当）から控除する。
- 四、機械設備への投資の税額控除規定を新設：バイオ医薬品企業による生産のための新品の機械、設備又はシステムへの投資額について、一年度の支出が 1000 万新台湾ドル以上、10 億新台湾ドルの範囲に達した場合、投資額の 5%を限度として当年度の営利事業所得税から控除する、又は投資額の 3%を限度として当年度より 3 年以内の各年度の営利事業所得税から控除することができ、毎年の控除額は当年度の営利事業所得税の 30%を越えてはならない。
- 五、法人株主による投資の税額控除を改正：営利事業（営利企業）がバイオ医薬品企業の現金増資に参加した場合、それが支払った株価の 20%を限度として営利事業所得税から控除でき、毎年の控除額は当年度の営利事業所得税の 50%を超えてはならない。営利事業の投資先である CDMO のバイオ医薬品企業は、非上場企業、非店頭公開企業、又は設立登記日から 10 年未満の上場企業、店頭公開企業に限る。
- 六、個人株主による投資の税額控除規定を新設：個人株主による非上場又は非店頭公開のバイオ医薬品企業への現金投資については、同一のバイオ医薬品企業に対する当年度の投資額が 100 万新台湾ドル以上且つ保有期間が満 3 年である場合、投資額の 50%を限度として当年度より 2 年以内の各年度の個人総合所得税（訳注：所得税に相当）から控除でき、毎年の控除額は 500 万新台湾ドルを超えてはならない。
- 七、上級専門職者と技術投資家が取得した株式に低価法を適用する改

正：バイオ医薬品企業の上級専門職者が報酬として取得した株式及び技術投資家が技術提供の代価として取得した株式について、又は上級専門職者又は技術投資家がワラントを保有することで取得した株式について、株式を所有し且つ勤続又は技術提供の期間が 2 年に達する場合、「譲渡価格」と「株式取得時の時価又は価格」のうち低い方を選んで課税できる。

「バイオ医薬品産業発展条例」が第三読会を通過したことは、台湾バイオ医薬品産業の発展にとって重要なマイルストーンへの到達となった。これにより、同産業に成長のための新たな活力が注ぎ込まれ、先進医療及び異分野連携が奨励されるとともに、技術水準の高い商品が開発され、研究開発と製造の両立も進み、民間からの投資が集まり、人材確保の誘因が強化されるだろう。(2021 年 12 月)

台湾ハイテク産業情報

J211216Y5

01 TSMC は高性能コンピューティングプロセステクノロジーN4X を推進

ファウンドリトップの台湾積体回路製造は 2021 年 12 月 16 日に、ハイパフォーマンスコンピューティング（HPC）製品の高いワークロード要件に合わせた N4X 製造プロセスを発売すると発表した。N4X プロセスは、TSMC 初の高性能計算向けの製造プロセスであり、5nm ファミリーの最高のパフォーマンスと最大クロック周波数を代表し、X シリーズは、特に高性能計算製品のために TSMC によって開発されたテクノロジーを代表している。

TSMC は 5nm の大量生産経験を利用し、その技術をさらに強化し、高性能計算に適した製品の機能と合わせて N4X プロセス技術を作り上げた。これらの機能には、高駆動電流と最大周波数をサポートするように最適化されたコンポーネントの設計と構造、高効率設計をサポートするバックエンドの金属プロセスの最適化、および極端なパフォーマンス下での強力な電力伝送をサポートする超高密度金属絶縁体金属コンデンサ（metal-insulator-metal capacitors）が含まれている。(2021 年 12 月)

J211214Y5

02 メルクが今後台湾に 170 億台湾元を投じると発表した エレクトロニクス産業新ライン拡張のほか研究開発能力の強化も

世界有数の科学技術企業であるメルクは 2021 年 12 月 14 日、半導体産業の発展に焦点を当て、今後 5-7 年で台湾に約 170 億元を投資し、エレクトロニクス産業の新ラインと研究開発能力を大幅に拡大すると発表した。今回の投資は、メルクにとって台湾では最大規模のものだ。

今回の 5 年投資計画は、世界に発表されたメルクの「上向き進撃」成長計画の一環であり、エレクトロニクス市場の成長を加速させるために、材料ソリューションの研究開発及び関連資本支出に千億元（30 億ユーロ）以上投資する予定である。

今回の投資計画はいくつかの段階に分かれており、まず 2022 年に南部サイエンスパークの高雄パークで 15 ヘクタールを超える新しい生産センターを建設し、これは世界初の大規模半導体材料製造・応用研究開発センター（メガサイト）であり、並びに製品のさまざまな段階に応じて、生産が順次開始される。当該工場は、メルク全シリーズの半導体ソリューション製品、即ち薄膜材料、特殊ガス、感光材、研磨材など、半導体の先進製造プロセスに主要な製造材料を提供する。

また、既存の高雄工場（SAFC ハイテック台湾）は電子材料供給システム及びサービスの生産・研究開発能力を拡大し、並びに新たに特殊ガス及び化学材料の貯蔵や輸送システムの製品ラインアップを拡充する。工場は 2021 年 12 月より建設を開始し、2022 年末から台湾とアジア向け供給を開始する予定である。

メルクはまた、新竹で半導体研究開発の能力とコア機能の統合とアップグレードを計画しており、半導体製造プロセス全体の能力と専門知識を提供する統合研究開発センターを設立し、より迅速で効率的なサービスを提供する予定である。研究開発センターの第一歩は、2021 年に化学機械研磨技術の研究開発と応用の実験室拡張である。

このほか、このディスプレイ材料ソリューションもメルクの主要な投資のひとつだ。メルクは、非伝統的ディスプレイ技術への投資を持続し、グラフィック素材の生産能力を拡大し、ディスプレイ材料の能力を強化する予定である。（2021 年 12 月）

台湾知的財産権関連判決例

01 専利権関連

■ 判決分類：専利権

I 複数の引用文献の技術内容を組み合わせる動機付けの有無を判断するとき、技術内容の関連性又は共通性を考慮すべき

■ ハイライト

原告は 2015 年 3 月 6 日に「マルチモード詳細株式情報用デバイス及び方法（原文：股票多模式詳細資訊裝置與方法/Devise and Method for a multi-mode of detailed information of stockes）」（以下「係争特許」、添付図 1）を以って被告に特許を出願し、被告は特許証を付与した。その後参加人（無効審判請求人）が係争特許は許可時の専利法第 22 条第 2 項に該当しているため特許を受けることができないとして、これに対する無効審判を請求した。被告は審理した結果、「請求項 1 乃至 25 については無効審判の請求が成立し、取り消す」との処分を下した。原告はこれを不服として行政訴願を提起したが、經濟部に棄却されたため、なお不服として、知的財産裁判所に行政訴訟を提起した。知的財産裁判所は審理した結果、依然として原告の請えを棄却した。

争点：証拠 2（添付図 2）、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 1 乃至 25

が進歩性を有しないことを証明できるか。

知的財産裁判所は次のように指摘した：

一、証拠 2、3 に開示されているソフトウェアがモバイルデバイスのアプリに適用されており、証拠 9、証拠 10 に記載されているソフトウェアはデスクトップ PC に適用されており、両者の技術分野は異なり、容易に組み合わせることはできない、と原告は主張しているが、調べたところ、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（当業者）が複数の引用文献の技術内容を組み合わせる動機付けの有無を判断するとき、複数の引用文献の技術内容の関連性又は共通性を考慮すべきであり、原則的に「技術分野の関連性」、「解決しようとする課題の関連性」、「機能又は作用の共通性」及び「教示又は示唆」等の事項を考慮することができる。

二、調べたところ、「技術分野の関連性」とは、複数の引用文献の技術内容の属する技術分野が同じであるか、又は関連しているかについて判断するものであり、その技術が適用される物、原理、機構（mechanism）又は作用等について考慮して判断できる。本件の証拠 2、3 と証拠 9、10 はいずれも株式相場ソフトであり、IPC 分類番号 G06Q 40/04「行政目的、管理目的、商用目的、経営目的、監督目的又は予測目的に特に適合したデータ処理システム又は方法」、「金融、例えば銀行業務、投資又は税の処理；保険、例えばリスク分析又は年金」、「取引所、例えば株式、商品、デリバティブ又は外国為替」の技術分野に属し、それがデスクトップ PC に適用されるのか、またはモバイルデバイスのアプリなのかは、証拠が開示する技術的特徴が関わる技術分野に影響を及ぼすものではない。

三、またいわゆる「機能又は作用の共通性」とは、複数の引用文献の技術内容が実質的に同じ機能又は作用を含むかについて判断するものである。証拠 2、3 と証拠 9、10 はいずれもネットを通じてサーバから送られる株式情報を受け取り、それを整理し、各図表データに帰納してスクリーンに表示する機能を有しており、証拠 2、3 と証拠 9、10 には機能又は作用の共通性がある。総合的に考慮すると、証拠 2、3 と証拠 9、10 には技術分野の関連性と機能又は作用の共通性があることから、証拠 2、9 及び 10 を組み合わせる動機付けがあり、かつ証拠 3、9 及び 10 を組み合わせる動機付けもあるため、原告の主張は採用できない。

四、以上をまとめると、証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 1 乃至 25 が進歩性を有しないことを証明できる。よって被告が下した「請求項 1 乃至 25 については無効審判の請求が成立し、取り消す」という部分の処分について、その結論に誤りはなく、処分を維持する訴願決定にも法に合わないところはない。原告が取消しを請求することには理由がなく、棄却すべきである。

II 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】109 年行専訴字第 34 号

【裁判期日】 2021 年 2 月 4 日

【裁判事由】 特許無効審判

原告 三竹資訊股份有限公司 (MITAKE INFORMATION CORPORATION)

被告 經濟部知的財産局

参加人 嘉實資訊股份有限公司 (SYSJUST CO.,LTD.)

上記当事者間の特許無効審判事件について、原告が經濟部 2020 年 5 月 27 日經訴字第 10906304070 号訴願決定を不服として行政訴訟を提起し、当裁判所は参加人に被告の訴訟に対する独立参加を命じた。当裁判所は次のとおり判決する。

主文

原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

一 事実要約

原告は 2015 年 3 月 6 日に「マルチモード詳細株式情報用デバイス及び方法 (原文: 股票多模式詳細資訊裝置與方法/Devise and Method for a multi-mode of detailed information of stockes)」(以下「係争特許」)を以って被告に特許を出願し、被告は第 I541748 号特許証を交付した。その後参加人が係争特許は許可時の専利法第 22 条第 2 項規定該当しているため特許を受けることができないとして、これに対する無効審判を請求した。原告は係争特許の特許請求の範囲の訂正本 (訳注: 特許請求の範囲の訂正版)を提出した。被告は「2019 年 6 月 5 日付けの訂正事項を許可する」並びに「請求項 1 乃至 25 については無効審判の請求が成立し、取り消す」との処分を下した。原告は行政訴願を提起したが、經濟部に棄却されたため、本裁判所に行政訴訟を提起した。

二 両方当事者の請求内容

原告は原処分の「請求項 1 乃至 25 については無効審判の請求が成立し、取り消す」の部分と訴願決定をいずれも取り消すよう請求した。

被告は原告の訴えを棄却するよう請求した。

三 本件の争点

- (一) 証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 1 乃至 7 が進歩性を有しないことを証明できるか。
- (二) 証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 8 乃至 15 が進歩性を有しないことを証明できるか。
- (三) 証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 16 乃至 20 が進歩性を有しないことを証明できるか。
- (四) 証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 21 乃至 25 が進歩性を有しないことを証明できるか。
- (五) 証拠 3、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 1、8、16、21 が進歩性を有しないことを証明できるか。

四 判決理由の要約

(一) 証拠 2、証拠 9 及び証拠 10 の組合せは係争特許の請求項 1 乃至 25 が進歩性を有しないことを証明できる。

1. 係争特許の請求項 1 について：

- (1) 証拠 2 は、携帯電話端末やコンピュータ等のプロセッサ、メモリを有する電子デバイスを用いて株式情報を処理し、スクリーンにそれを表示することが開示されている。証拠 2 には、「公知の株式相場ソフト 10 は縦型表示時には、ウォッチリスト相場画面 12 (即ち相場画面の 1 つ) が 3 つのブロックに分かれている。上半分は相場情報 14 であり、ユーザーはその相場情報 14 を左/右タッチスライド (Touch-Slide) することで、すべての詳細項目の情報を閲覧できる」と記載されている。
- (2) 証拠 9 には、単一ブロック、上下 2 ブロック、左右 2 ブロック、大きな 1 つの左ブロックと小さな 2 つの右ブロック、大きな 1 つの上ブロックと小さな 2 つの下ブロックという 5 種類の表示モードを 1 つ選択して表示でき、それぞれのブロックにはチャート、歩み値、価格帯別出来高等の初期設定の関連情報を表示できること、並びにユーザーが最も使い慣れた画面の表示スタイルで株式の詳細情報を表示できるように、「Ctrl+O」ショートカットキー (係争特許請求項 1 のモード選択指令に相当) を使って「最近使用したページ」、「自己設定ページ」又は「お気に入り」からすでに保存した画面に切り替えて表示する方法が開示されている。
- (3) 証拠 2 と証拠 9 はいずれも株式相場ソフトであり、技術分野の関連性を有し、またユーザーが電子端末でリアルタイムに情報を受け取り、相場を見ることができ、さらには異なる技術のスタイルで整理したデータ資料と図表を提供しており、機能又は作用の共通性を有する。その技術分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 のハードウェア・アーキテクチャとタッチスライド方式を証拠 9 の異なる画面を選択できる表示方式と組み合わせる動機付けがあり、容易に係争特許の請求項 1 に係る発明をなし得るため、証拠 2 と証拠 9 の組合せは係争特許の請求項 1 が進歩性を有しないことを証明できる。証拠 10 は証拠 9 の一部の頁のコピーであり、証拠 9 と 10 は関連の証拠であるため、証拠 2、9 及び証拠 10 の組合せは係争特許の請求項 1 が進歩性を有しないことを証明できる。

2. 係争特許の請求項 2 について：

証拠 2 には、ユーザーが左/右タッチスライドすることで、すべての詳細項目の情報を閲覧できるほか、5 種類の表示モードを 1 つ選択して表示することができるため、証拠 2、9 及び証拠 10 の組合せは係争特許の請求項 2 が進歩性を有しないことを証明できる。

3. 係争特許の請求項 3 について：

- (1) 証拠 2 は、携帯電話端末やコンピュータ等のプロセッサ、メモリを有する電子デバイスを用いて株式情報を処理し、スクリーンに

それを表示することが開示されている。証拠 2 には、「公知の株式相場ソフト 10 は縦型表示時には、ウォッチリスト相場画面 12 (即ち相場画面の 1 つ) が 3 つのブロックに分かれている。上半分は相場情報 14 であり、ユーザーはその相場情報 14 を左/右タッチスライド (Touch-Slide) することで、すべての詳細項目の情報を閲覧できる」と記載されている。また下半分の詳細情報にはチャート情報 20 と歩み値情報 22 が含まれ、2 つの情報ブロックはタブ 18 でその他の詳細情報に切り替えることが図示されている。

(2) 証拠 9 には、単一ブロック、上下 2 ブロック、左右 2 ブロック、大きな 1 つの左ブロックと小さな 2 つの右ブロック、大きな 1 つの上ブロックと小さな 2 つの下ブロックという 5 種類の表示モードを 1 つ選択して表示でき、並びにユーザーが最も使い慣れた画面の表示スタイルで株式の詳細情報を表示できるように、「Ctrl+O」ショートカットキーを使って「最近使用したページ」、「自己設定ページ」又は「お気に入り」からすでに保存した画面に切り替えて表示する方法が開示されている。

(3) 証拠 2 と証拠 9 はいずれも株式相場ソフトであり、技術分野の関連性を有し、またユーザーが電子端末でリアルタイムに情報を受け取り、相場を見ることができ、さらには異なる技術のスタイルで整理したデータ資料と図表を提供しており、機能又は作用の共通性を有する。その技術分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 のハードウェア・アーキテクチャとタッチスライド方式を証拠 9 の異なる画面を選択できる表示方式と組み合わせる動機付けがあり、容易に係争特許の請求項 3 に係る発明をなし得るため、証拠 2 と証拠 9 の組合せは係争特許の請求項 3 が進歩性を有しないことを証明できる。証拠 10 は証拠 9 の一部の頁のコピーであり、証拠 9 と 10 は関連の証拠であるため、証拠 2、9 及び証拠 10 の組合せは係争特許の請求項 3 が進歩性を有しないことを証明できる。

4. 係争特許の請求項 4 について :

証拠 2 にはユーザーが拡大したい詳細情報をタップ/クリックすると、その情報が拡大表示できることが開示されているため、証拠 2、9 及び証拠 10 の組合せは係争特許の請求項 4 が進歩性を有しないことを証明できる。

5. 係争特許の請求項 5 について :

証拠 9 には基本メニューバーの「ファイル」>「開く」をクリックするか、直接「Ctrl+O」ショートカットキーで指令するかして、前に保存した画面を表示するモードを開くこと、並びに、単一のブロックと上下 2 ブロックを含む表示モードが開示されている。よって証拠 2、9 及び証拠 10 の組合せは係争特許の請求項 5 が進歩性を有しないことを証明できる。

6. 係争特許の請求項 6 について :

2つの情報ブロックのタブを、異なる項目を含むだけの簡単なインターフェース変換に変更することは、その技術分野における通常の知識を有する者であれば容易になし得る周知技術であるため、証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 6 が進歩性を有しないことを証明できる。

7. 係争特許の請求項 7 について：

フォントサイズ設定と更新頻度設定は一般的な金融ソフトによく見られるユーザー設定可能な項目であり、その技術分野における通常の知識を有する者であれば容易になし得る周知技術であるため、証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 7 が進歩性を有しないことを証明できる。

8. 係争特許の請求項 8 について：

- (1) 証拠 2 は、携帯電話端末やコンピュータ等のプロセッサ、メモリを有する電子デバイスを用いて株式情報を処理し、スクリーンにそれを表示し、そのプロセッサ、メモリはプログラムコマンドに従って作動することが開示されている。証拠 2 には、「公知の株式相場ソフト 10 は縦型表示時には、12 が 3 つのブロックに分かれている。上半分は相場情報 14 であり、ユーザーはその相場情報 14 を左/右タッチスライド (Touch-Slide) することで、すべての詳細項目の情報を閲覧できる」と記載されている。
- (2) 証拠 9 には、単一ブロック、上下 2 ブロック、左右 2 ブロック、大きな 1 つの左ブロックと小さな 2 つの右ブロック、大きな 1 つの上ブロックと小さな 2 つの下ブロックという 5 種類の表示モードを 1 つ選択して表示でき、並びにユーザーが最も使い慣れた画面の表示スタイルで株式の詳細情報を表示できるように、「Ctrl+O」ショートカットキーを使って「最近使用したページ」、「自己設定ページ」又は「お気に入り」からすでに保存した画面に切り替えて表示する方法が開示されている。
- (3) 証拠 2 と証拠 9 はいずれも株式相場ソフトであり、技術分野の関連性を有し、またユーザーが電子端末でリアルタイムに情報を受け取り、相場を見ることができ、さらには異なる技術のスタイルで整理したデータ資料と図表を提供しており、機能又は作用の共通性を有する。その技術分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 のハードウェア・アーキテクチャとタッチスライド方式を証拠 9 の異なる画面を選択できる表示方式と組み合わせる動機付けがあり、容易に係争特許の請求項 8 に係る発明をなし得るため、証拠 2 及び証拠 9 の組合せは係争特許の請求項 8 が進歩性を有しないことを証明できる。また証拠 10 は証拠 9 の一部の頁のコピーであり、証拠 9 と 10 は関連の証拠であるため、証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 8 が進歩性を有しないことを証明できる。

9. 係争特許の請求項 9 について：

証拠 9 には、5 種類の表示モードを 1 つ選択して表示でき、並びにユーザーが最も使い慣れた画面の表示スタイルで株式の詳細情報を表示できるように、「Ctrl+O」ショートカットキーを使って「最近使用したページ」、「自己設定ページ」又は「お気に入り」からすでに保存した画面に切り替えて表示する方法が開示されている。よって証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 9 が進歩性を有しないことを証明できる。

10. 係争特許の請求項 10 について：

- (1) 証拠 2 は、携帯電話端末やコンピュータ等のプロセッサ、メモリを有する電子デバイスを用いて株式情報を処理し、スクリーンにそれを表示し、そのプロセッサ、メモリはプログラムコマンドに従って作動することが開示されている。証拠 2 には、画面下半分の詳細情報にチャート情報 20 と歩み値情報 22 が含まれ、2 つの情報ブロックはタブ 18 でその他の詳細情報に切り替えることが図示されている。
- (2) 証拠 9 には、単一ブロック、上下 2 ブロック、左右 2 ブロック、大きな 1 つの左ブロックと小さな 2 つの右ブロック、大きな 1 つの上ブロックと小さな 2 つの下ブロックという 5 種類の表示モードを 1 つ選択して表示でき、並びにユーザーが最も使い慣れた画面の表示スタイルで株式の詳細情報を表示できるように、「Ctrl+O」ショートカットキーを使って「最近使用したページ」、「自己設定ページ」又は「お気に入り」からすでに保存した画面に切り替えて表示する方法が開示されている。
- (3) 証拠 2 と証拠 9 はいずれも株式相場ソフトであり、技術分野の関連性を有し、またユーザーが電子端末でリアルタイムに情報を受け取り、相場を見ることができ、さらには異なる技術のスタイルで整理したデータ資料と図表を提供しており、機能又は作用の共通性を有する。その技術分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 のハードウェア・アーキテクチャとタッチスライド方式を証拠 9 の異なる画面を選択できる表示方式と組み合わせる動機付けがあり、容易に係争特許の請求項 10 に係る発明をなし得るため、証拠 2 及び証拠 9 の組合せは係争特許の請求項 10 が進歩性を有しないことを証明できる。また証拠 10 は証拠 9 の一部の頁のコピーであり、証拠 9 と 10 は関連の証拠であるため、証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 10 が進歩性を有しないことを証明できる。

11. 係争特許の請求項 11 について：

証拠 2 の[0004]段落及び図 2A、2B にはユーザーが拡大したい詳細情報をタップ/クリックすると、その情報が拡大表示できることが開示されているため、証拠 2、9 及び証拠 10 の組合せは係争特許の請求項 11 が進歩性を有しないことを証明できる。

12. 係争特許の請求項 12 について：

証拠 9 には基本メニューバーの「ファイル」>「開く」をクリックするか、直接「Ctrl+O」ショートカットキーで指令するかして、前に保存した画面を表示するモードを開くこと、並びに、単一のブロックと上下 2 ブロックを含む表示モードが開示されている。よって証拠 2、9 及び証拠 10 の組合せは係争特許の請求項 12 が進歩性を有しないことを証明できる。

1 3. 係争特許の請求項 13 について：

証拠 2 には、チャート情報 20 と歩み値情報 22 という 2 つの情報ブロックはいずれもタブ 18 でその他の詳細情報に切り替えることが開示されており、2 つの情報ブロックのタブを、異なる項目を含むだけの簡単なインターフェース変換に変更することは、その技術分野における通常の知識を有する者であれば容易になし得る周知技術であるため、証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 13 が進歩性を有しないことを証明できる。

1 4. 係争特許の請求項 14 について：

証拠 2 には、チャート、個別銘柄株価情報、テクニカル分析等の詳細情報が開示されていることから、証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 14 が進歩性を有しないことを証明できる。

1 5. 係争特許の請求項 15 について：

証拠 9 には、銘柄の配列順を手動で調整する機能、並びに株式相場の詳細項目を修正又は追加し、配列順を設定する機能、銘柄の色を設定する機能、画面背景の色を設定する機能が開示されており、フォントサイズや更新頻度の設定は一般的な金融ソフトによく見られるユーザー設定可能な項目であり、その技術分野における通常の知識を有する者であれば容易になし得る周知技術であるため、証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 15 が進歩性を有しないことを証明できる。

1 6. 係争特許の請求項 16 について：

- (1) 証拠 2 は、携帯電話端末やコンピュータ等のタッチスクリーンを有する電子デバイスを用いて相場情報を受け取り、処理して詳細情報を作成し、スクリーンに表示することが開示されている。証拠 2 には、「公知の株式相場ソフト 10 は縦型表示時には、ウォッチリスト相場画面 12 が 3 つのブロックに分かれている。上半分は相場情報 14 であり、ユーザーはその相場情報 14 を左/右タッチスライド（Touch-Slide）することで、すべての詳細項目の情報を閲覧できる」と記載されている。
- (2) 証拠 9 には、単一ブロック、上下 2 ブロック、左右 2 ブロック、大きな 1 つの左ブロックと小さな 2 つの右ブロック、大きな 1 つの上ブロックと小さな 2 つの下ブロックという 5 種類の表示モードを 1 つ選択して表示でき、それぞれのブロックにはチャート、歩み値、価格帯別出来高等の初期設定の関連情報を表示できるこ

と、並びにユーザーが最も使い慣れた画面の表示スタイルで株式の詳細情報を表示できるように、「Ctrl+O」ショートカットキーを使って「最近使用したページ」、「自己設定ページ」又は「お気に入り」からすでに保存した画面に切り替えて表示する方法が開示されている。

- (3) 証拠 2 と証拠 9 はいずれも株式相場ソフトであり、技術分野の関連性を有し、またユーザーが電子端末でリアルタイムに情報を受け取り、相場を見ることができ、さらには異なる技術のスタイルで整理したデータ資料と図表を提供しており、機能又は作用の共通性を有する。その技術分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 のハードウェア・アーキテクチャとタッチスライド方式を証拠 9 の異なる画面を選択できる表示方式と組み合わせる動機付けがあり、容易に係争特許の請求項 16 に係る発明をなし得るため、証拠 2 及び証拠 9 の組合せは係争特許の請求項 16 が進歩性を有しないことを証明できる。また証拠 10 は証拠 9 の一部の頁のコピーであり、証拠 9 と 10 は関連の証拠であるため、証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 16 が進歩性を有しないことを証明できる。

17. 係争特許の請求項 17 について：

- (1) 証拠 2 は、携帯電話端末やコンピュータ等のプロセッサ、メモリを有する電子デバイスを用いて株式情報を処理し、スクリーンにそれを表示することが開示されている。証拠 2 には、画面下半分の詳細情報にチャート情報 20 と歩み値情報 22 が含まれ、2 つの情報ブロックはタブ 18 でその他の詳細情報に切り替えることが図示されている。
- (2) 証拠 9 には、単一ブロック、上下 2 ブロック、左右 2 ブロック、大きな 1 つの左ブロックと小さな 2 つの右ブロック、大きな 1 つの上ブロックと小さな 2 つの下ブロックという 5 種類の表示モードを 1 つ選択して表示でき、それぞれのブロックにはチャート、歩み値、価格帯別出来高等の初期設定の関連情報を表示できること、並びにユーザーが最も使い慣れた画面の表示スタイルで株式の詳細情報を表示できるように、「Ctrl+O」ショートカットキーを使って「最近使用したページ」、「自己設定ページ」又は「お気に入り」からすでに保存した画面に切り替えて表示する方法が開示されている。
- (3) 証拠 2 と証拠 9 はいずれも株式相場ソフトであり、技術分野の関連性を有し、またユーザーが電子端末でリアルタイムに情報を受け取り、相場を見ることができ、さらには異なる技術のスタイルで整理したデータ資料と図表を提供しており、機能又は作用の共通性を有する。その技術分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 のハードウェア・アーキテクチャとタッチスライド方式を証拠 9 の異なる画面を選択できる表示方式と組み合わせる動機付けがあり、容易に係争特許の請求項 17 に係る発明をなし得

るため、証拠 2 及び証拠 9 の組合せは係争特許の請求項 17 が進歩性を有しないことを証明できる。また証拠 10 は証拠 9 の一部の頁のコピーであり、証拠 9 と 10 は関連の証拠であるため、証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 17 が進歩性を有しないことを証明できる。

18. 係争特許の請求項 18 について：

証拠 2 にはユーザーが拡大したい詳細情報をタップ/クリックすると、その情報が拡大表示できることが開示されているため、証拠 2、9 及び証拠 10 の組合せは係争特許の請求項 18 が進歩性を有しないことを証明できる。

19. 係争特許の請求項 19 について：

証拠 9 には基本メニューバーの「ファイル」>「開く」をクリックするか、直接「Ctrl+O」ショートカットキーで指令するかして、前に保存した画面を表示するモードを開くこと、並びに、単一のブロックと上下 2 ブロックを含む表示モードが開示されている。よって証拠 2、9 及び証拠 10 の組合せは係争特許の請求項 19 が進歩性を有しないことを証明できる。

20. 係争特許の請求項 20 について：

証拠 9 には、株式相場の詳細項目を修正又は追加し、配列順を設定する機能、銘柄の色を設定する機能が開示されており、フォントサイズや更新頻度の設定は一般的な金融ソフトによく見られるユーザー設定可能な項目であり、その技術分野における通常の知識を有する者であれば容易になし得る周知技術であるため、証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 20 が進歩性を有しないことを証明できる。

21. 係争特許の請求項 21 について：

- (1) 証拠 2 は、携帯電話端末やコンピュータ等のプロセッサ、メモリ、通信モジュールを有する電子デバイスを用いて株式情報を処理し、スクリーンにそれを表示し、そのプロセッサ、メモリ、通信モジュールはプログラムコマンドに従って作動することが開示されている。証拠 2 には、「公知の株式相場ソフト 10 は縦型表示時には、ウォッチリスト相場画面 12（即ち相場画面の 1 つ）が 3 つのブロックに分かれている。上半分は相場情報 14 であり、ユーザーはその相場情報 14 を左/右タッチスライド (Touch-Slide) することで、すべての詳細項目の情報を閲覧できる」と記載されている。
- (2) 証拠 9 には、単一ブロック、上下 2 ブロック、左右 2 ブロック、大きな 1 つの左ブロックと小さな 2 つの右ブロック、大きな 1 つの上ブロックと小さな 2 つの下ブロックという 5 種類の表示モードを 1 つ選択して表示でき、それぞれのブロックにはチャート、歩み値、価格帯別出来高等の初期設定の関連情報を表示できること、並びにユーザーが最も使い慣れた画面の表示スタイルで株式の詳細情報を表示できるように、「Ctrl+O」ショートカットキーを

使って「最近使用したページ」、「自己設定ページ」又は「お気に入り」からすでに保存した画面に切り替えて表示する方法が開示されている。

- (3) 証拠 2 と証拠 9 はいずれも株式相場ソフトであり、技術分野の関連性を有し、またユーザーが電子端末でリアルタイムに情報を受け取り、相場を見ることができ、さらには異なる技術のスタイルで整理したデータ資料と図表を提供しており、機能又は作用の共通性を有する。その技術分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 のハードウェア・アーキテクチャとタッチスライド方式を証拠 9 の異なる画面を選択できる表示方式と組み合わせる動機付けがあり、容易に係争特許の請求項 21 に係る発明をなし得るため、証拠 2 及び証拠 9 の組合せは係争特許の請求項 21 が進歩性を有しないことを証明できる。また証拠 10 は証拠 9 の一部の頁のコピーであり、証拠 9 と 10 は関連の証拠であるため、証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 21 が進歩性を有しないことを証明できる。

2 2. 係争特許の請求項 22 について：

証拠 2 には、ユーザーが左/右タッチスライドすることで、すべての詳細項目の情報を閲覧できること、5 種類の表示モードを 1 つ選択して、それぞれのブロックにはチャート、歩み値、価格帯別出来高等の初期設定の関連情報を表示できること、並びにユーザーが最も使い慣れた画面の表示スタイルで株式の詳細情報を表示できるように、「Ctrl+O」ショートカットキー（係争特許請求項 1 のモード選択指令に相当）を使って「最近使用したページ」、「自己設定ページ」又は「お気に入り」からすでに保存した画面に切り替えて表示する方法が開示されているため、証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 22 が進歩性を有しないことを証明できる。

2 3. 係争特許の請求項 23 について：

- (1) 証拠 2 は、携帯電話端末やコンピュータ等のプロセッサ、メモリ、通信モジュールを有する電子デバイスを用いて株式情報を処理し、スクリーンにそれを表示し、そのプロセッサ、メモリ、通信モジュールはプログラムコマンドに従って作動することが開示されている。証拠 2 には、「公知の株式相場ソフト 10 は縦型表示時には、ウォッチリスト相場画面 12 が 3 つのブロックに分かれている。上半分は相場情報 14 であり、ユーザーはその相場情報 14 を左/右タッチスライド（Touch-Slide）することで、すべての詳細項目の情報を閲覧できる」と記載されている。証拠 2 の図 1A 乃至 1D には、画面下半分の詳細情報にチャート情報 20 と歩み値情報 22 が含まれ、2 つの情報ブロックはタブ 18 でその他の詳細情報に切り替えることが図示されている。
- (2) 証拠 9 には、単一ブロック、上下 2 ブロック、左右 2 ブロック、大きな 1 つの左ブロックと小さな 2 つの右ブロック、大きな 1 つの上ブロックと小さな 2 つの下ブロックという 5 種類の表示モー

ドを 1 つ選択して表示でき、それぞれのブロックにはチャート、歩み値等のような初期設定の関連情報を表示できること、並びにユーザーが最も使い慣れた画面の表示スタイルで株式の詳細情報を表示できるように、「Ctrl+O」ショートカットキーを使って「最近使用したページ」、「自己設定ページ」又は「お気に入り」からすでに保存した画面に切り替えて表示する方法が開示されている。

- (3) 証拠 2 と証拠 9 はいずれも株式相場ソフトであり、技術分野の関連性を有し、またユーザーが電子端末でリアルタイムに情報を受け取り、相場を見ることができ、さらには異なる技術のスタイルで整理したデータ資料と図表を提供しており、機能又は作用の共通性を有する。その技術分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 のハードウェア・アーキテクチャとタッチスライド方式を証拠 9 の異なる画面を選択できる表示方式と組み合わせる動機付けがあり、容易に係争特許の請求項 23 に係る発明をなし得るため、証拠 2 及び証拠 9 の組合せは係争特許の請求項 23 が進歩性を有しないことを証明できる。また証拠 10 は証拠 9 の一部の頁のコピーであり、証拠 9 と 10 は関連の証拠であるため、証拠 2、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 23 が進歩性を有しないことを証明できる。

2 4. 係争特許の請求項 24 について：

証拠 2 にはユーザーが拡大したい詳細情報をタップ/クリックすると、その情報が拡大表示できることが開示されているため、証拠 2、9 及び証拠 10 の組合せは係争特許の請求項 24 が進歩性を有しないことを証明できる。

2 5. 係争特許の請求項 25 について：

証拠 9 には基本メニューバーの「ファイル」>「開く」をクリックするか、直接「Ctrl+O」ショートカットキーで指令するかして、前に保存した画面を表示するモードを開くこと、並びに、単一のブロックと上下 2 ブロックを含む表示モードが開示されている。よって証拠 2、9 及び証拠 10 の組合せは係争特許の請求項 25 が進歩性を有しないことを証明できる。

- 2 6. その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が複数の引用文献の技術内容を組み合わせる動機付けの有無を判断するとき、複数の引用文献の技術内容の関連性又は共通性を考慮すべきであり、原則的に「技術分野の関連性」、「解決しようとする課題の共通性」、「機能または作用の共通性」及び「教示または示唆」等の事項を考慮することができる。いわゆる「技術分野の関連性」とは、複数の引用文献の技術内容の属する技術分野が同じであるか、又は関連しているかについて判断するものであり、その技術が適用される物、原理、機構(mechanism)又は作用等について考慮して判断できる。本件の証拠 2、3 と証拠 9、10 はいずれも株式相場ソフトであり、IPC 分類番号 G06Q 40/04 「行政目的、管理目的、商用目的、経営目的、監

督目的または予測目的に特に適合したデータ処理システムまたは方法」、「金融、例えば銀行業務、投資又は税の処理；保険、例えばリスク分析又は年金」、「取引所、例えば株式、商品、デリバティブ又は外国為替」の技術分野に属し、それがデスクトップ PC に適用されるのか、またはモバイルデバイスのアプリなのかは、証拠が開示する技術的特徴が関わる技術分野に影響を及ぼすものではない。いわゆる「機能又は作用の共通性」とは、複数の引用文献の技術内容が実質的に同じ機能又は作用を含むかについて判断するものである。証拠 2、3 と証拠 9、10 はいずれもネットを通じてサーバから送られる株式情報を受け取り、それを整理し、各図表データに帰納してスクリーンに表示する機能を有しており、証拠 2、3 と証拠 9、10 には機能又は作用の共通性がある。総合的に考慮すると、証拠 2、3 と証拠 9、10 には技術分野の関連性と機能又は作用の共通性があることから、本裁判所は証拠 2、9 及び 10 を組み合わせる動機付けがあり、且つ証拠 3、9 及び 10 を組み合わせる動機付けもあると認め、原告のこの部分の主張（訳注：証拠 2、3 はモバイルデバイスのアプリ、証拠 9、10 はデスクトップ PC のソフトなので技術分野が異なるという主張）は採用できない。

(二) 証拠 3、証拠 9 及び証拠 10 の組合せは係争特許の請求項 1、8、16、21 が進歩性を有しないことを証明できる。:

1. 係争特許の請求項 1 について:

(1) 証拠 3 にはすでに、相場モジュールが株式相場情報を処理して詳細情報画面を作成する処理能力を有し、操作モジュールはユーザーがスクリーンタッチで詳細情報画面を操作して見ることができ、証拠 3 には「1つの詳細情報セット画面を追加して、タッチパネル型モバイルデバイスのスクリーン上に表示し、詳細情報セット画面は2つの大きな情報ブロックに分かれており、縦型画面では上下に2つ大きなブロックが、横型画面では左右に2つの大きなブロックがあり、2つの情報ブロックにはそれぞれ詳細情報セットが配置されている。その詳細情報セットにはすべての詳細情報画面の組合せ又は任意の詳細情報画面の組合せが含まれ、ユーザーは上／下のタッチスライド（縦型統合情報に適用）、又は左／右のタッチスライド（横型統合情報に適用）で詳細情報セットの各部位の情報を切り替えることができる」と記載されている。

(2) 証拠 9 には、画面が単一ブロック、上下2ブロック、左右2ブロック、大きな1つの左ブロックと小さな2つの右ブロック、大きな1つの上ブロックと小さな2つの下ブロックという5種類の表示モードを1つ選択して表示でき、それぞれのブロックにはチャート、歩み値等のような初期設定の関連情報を表示できることが記載されており、並びにユーザーが最も使い慣れた画面の表示スタイルで株式の詳細情報を表示できるように、「Ctrl+O」ショートカットキーを使って「最近使用したページ」、「自己設定ページ」

又は「お気に入り」からすでに保存した画面に切り替えて表示する方法が開示されている。

- (3) 証拠 3 と証拠 9 はいずれも株式相場ソフトであり、技術分野の関連性を有し、またユーザーが電子端末でリアルタイムに情報を受け取り、相場を見ることができ、さらには異なる技術のスタイルで整理したデータ資料と図表を提供しており、機能又は作用の共通性を有する。その技術分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 3 のハードウェア・アーキテクチャとタッチスライド方式を証拠 9 の異なる画面を選択できる表示方式と組み合わせる動機付けがあり、容易に係争特許の請求項 1 に係る発明をなし得るため、証拠 3 及び証拠 9 の組合せは係争特許の請求項 1 が進歩性を有しないことを証明できる。また証拠 10 は証拠 9 の一部の頁のコピーであり、証拠 9 と 10 は関連の証拠であるため、証拠 3、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 1 が進歩性を有しないことを証明できる。

2. 係争特許の請求項 8 について：

- (1) 証拠 3 にはすでに、相場モジュールが株式相場情報を処理して詳細情報画面を作成する処理能力を有し、操作モジュールはユーザーがスクリーンタッチで詳細情報画面を操作して見ることができ、上記モジュールはプログラムコマンドによって作動することが開示されており、証拠 3 には「1つの詳細情報セット画面を追加して、タッチパネル型モバイルデバイスのスクリーン上に表示し、詳細情報セット画面は2つの大きな情報ブロックに分かれており、縦型画面では上下に2つ大きなブロックが、横型画面では左右に2つの大きなブロックがあり、2つの情報ブロックにはそれぞれ詳細情報セットが配置されている。その詳細情報セットにはすべての詳細情報画面の組合せ又は任意の詳細情報画面の組合せが含まれ、ユーザーは上／下のタッチスライド（縦型統合情報に適用）、又は左／右のタッチスライド（横型統合情報に適用）で詳細情報セットの各部位の情報を切り替えることができる」と記載されている。
- (2) 証拠 9 には、画面が単一ブロック、上下2ブロック、左右2ブロック、大きな1つの左ブロックと小さな2つの右ブロック、大きな1つの上ブロックと小さな2つの下ブロックという5種類の表示モードを1つ選択して表示でき、それぞれのブロックにはチャート、歩み値、価格帯別出来高等のような初期設定の関連情報を表示できることが記載されており、並びに証拠 9 の第 119、120 頁には、ユーザーが最も使い慣れた画面の表示スタイルで株式の詳細情報を表示できるように、「Ctrl+O」ショートカットキーを使って「最近使用したページ」、「自己設定ページ」又は「お気に入り」からすでに保存した画面に切り替えて表示する方法が開示されている。
- (3) 証拠 3 と証拠 9 はいずれも株式相場ソフトであり、技術分野の関

連性を有し、またユーザーが電子端末でリアルタイムに情報を受け取り、相場を見ることができ、さらには異なる技術のスタイルで整理したデータ資料と図表を提供しており、機能又は作用の共通性を有する。その技術分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 3 のハードウェア・アーキテクチャとタッチスライド方式を証拠 9 の異なる画面を選択できる表示方式と組み合わせる動機付けがあり、容易に係争特許の請求項 8 に係る発明をなし得るため、証拠 3 及び証拠 9 の組合せは係争特許の請求項 8 が進歩性を有しないことを証明できる。また証拠 10 は証拠 9 の一部の頁のコピーであり、証拠 9 と 10 は関連の証拠であるため、証拠 3、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 8 が進歩性を有しないことを証明できる。

3. 係争特許の請求項 16 について：

- (1) 証拠 3 にはすでに、相場モジュールが株式相場情報を処理して詳細情報画面を作成する処理能力を有し、操作モジュールはユーザーがスクリーンタッチで詳細情報画面を操作して見ることができると開示されている。証拠 3 には、1 つの詳細情報セット画面は、タッチパネル型モバイルデバイスのスクリーン上に表示され、その詳細情報セット画面は 2 つの大きな情報ブロックに分かれており、縦型画面では上下に 2 つ大きなブロックが、横型画面では左右に 2 つの大きなブロックがあり、2 つの情報ブロックにはそれぞれ詳細情報セットが配置されており、さらに、その詳細情報セットにはすべての詳細情報画面の組合せ又は任意の詳細情報画面の組合せが含まれ、ユーザーは上／下のタッチスライド（縦型統合情報に適用）、又は左／右のタッチスライド（横型統合情報に適用）で詳細情報セットの各部位の情報を切り替えられることが記載されている。
- (2) 証拠 9 には、画面が単一ブロック、上下 2 ブロック、左右 2 ブロック、大きな 1 つの左ブロックと小さな 2 つの右ブロック、大きな 1 つの上ブロックと小さな 2 つの下ブロックという 5 種類の表示モードを 1 つ選択して表示でき、それぞれのブロックにはチャート、歩み値等のような初期設定の関連情報を表示できることが記載されており、並びにユーザーが最も使い慣れた画面の表示スタイルで株式の詳細情報を表示できるように、「Ctrl+O」ショートカットキーを使って「最近使用したページ」、「自己設定ページ」又は「お気に入り」からすでに保存した画面に切り替えて表示する方法が開示されている。
- (3) 証拠 3 と証拠 9 はいずれも株式相場ソフトであり、技術分野の関連性を有し、またユーザーが電子端末でリアルタイムに情報を受け取り、相場を見ることができ、さらには異なる技術のスタイルで整理したデータ資料と図表を提供しており、機能又は作用の共通性を有する。その技術分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 3 のハードウェア・アーキテクチャとタッチスライド

方式を証拠 9 の異なる画面を選択できる表示方式と組み合わせる動機付けがあり、容易に係争特許の請求項 16 に係る発明をなし得るため、証拠 3 及び証拠 9 の組合せは係争特許の請求項 16 が進歩性を有しないことを証明できる。また証拠 10 は証拠 9 の一部の頁のコピーであり、証拠 9 と 10 は関連の証拠であるため、証拠 3、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 16 が進歩性を有しないことを証明できる。

4. 係争特許の請求項 21 について：

- (1) 証拠 3 にはすでに、相場モジュールが株式相場情報を処理して詳細情報画面を作成する処理能力を有し、操作モジュールはユーザーがスクリーンタッチで詳細情報画面を操作して見ることができ、上記モジュールはプログラムコマンドによって作動することが開示されており、証拠 3 には「1つの詳細情報セット画面を追加して、タッチパネル型モバイルデバイスのスクリーン上に表示し、詳細情報セット画面は2つの大きな情報ブロックに分かれており、縦型画面では上下に2つ大きなブロックが、横型画面では左右に2つの大きなブロックがあり、2つの情報ブロックにはそれぞれ詳細情報セットが配置されている。その詳細情報セットにはすべての詳細情報画面の組合せ又は任意の詳細情報画面の組合せが含まれ、ユーザーは上／下のタッチスライド（縦型統合情報に適用）、又は左／右のタッチスライド（横型統合情報に適用）で詳細情報セットの各部位の情報を切り替えることができる」と記載されている。
- (2) 証拠 9 には、画面が単一ブロック、上下2ブロック、左右2ブロック、大きな1つの左ブロックと小さな2つの右ブロック、大きな1つの上ブロックと小さな2つの下ブロックという5種類の表示モードを1つ選択して表示でき、それぞれのブロックにはチャート、歩み値等のような初期設定の関連情報を表示できること、並びにユーザーが最も使い慣れた画面の表示スタイルで株式の詳細情報を表示できるように、「Ctrl+O」ショートカットキーを使って「最近使用したページ」、「自己設定ページ」又は「お気に入り」からすでに保存した画面に切り替えて表示する方法が開示されている。
- (3) 証拠 3 と証拠 9 はいずれも株式相場ソフトであり、技術分野の関連性を有し、またユーザーが電子端末でリアルタイムに情報を受け取り、相場を見ることができ、さらには異なる技術のスタイルで整理したデータ資料と図表を提供しており、機能又は作用の共通性を有する。その技術分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 3 のハードウェア・アーキテクチャとタッチスライド方式を証拠 9 の異なる画面を選択できる表示方式と組み合わせる動機付けがあり、容易に係争特許の請求項 21 に係る発明をなし得るため、証拠 3 及び証拠 9 の組合せは係争特許の請求項 21 が進歩性を有しないことを証明できる。また証拠 10 は証拠 9 の一部の頁

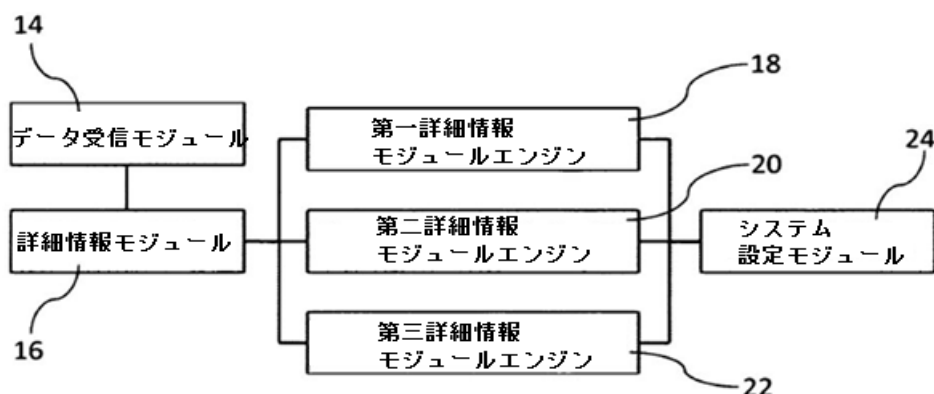
のコピーであり、証拠 9 と 10 は関連の証拠であるため、証拠 3、9 及び 10 の組合せは係争特許の請求項 21 が進歩性を有しないことを証明できる。

- (三) 以上をまとめると、証拠 2、証拠 9 及び証拠 10 の組合せは係争特許の請求項 1 乃至 25 が進歩性を有しないことを証明でき、証拠 3、証拠 9 及び証拠 10 の組合せは係争特許の請求項 1、8、16、21 が進歩性を有しないことを証明できる。よって被告が、係争特許は許可時の専利法第 22 条第 2 項規定に該当して特許を受けることができないと認めて下した「請求項 1 乃至 25 については無効審判の請求が成立し、取り消す」という部分の処分について、その結論に誤りはなく、処分を維持する訴願決定にも法に合わないところはない。原告が取消しを請求することには理由がなく、棄却すべきである。

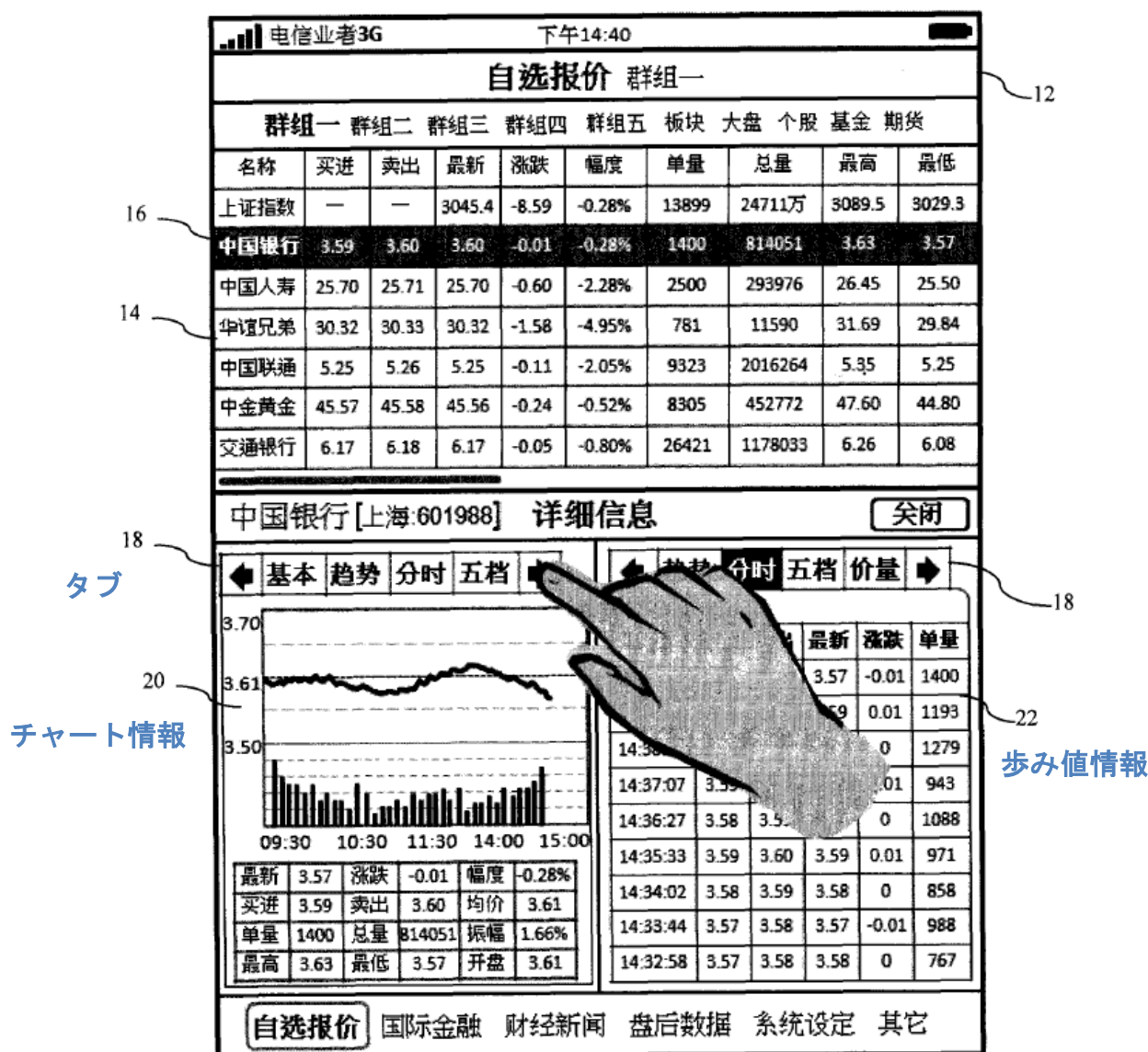
以上の次第で、本件原告の訴えには理由がなく、知的財産事件審理法第 1 条、行政訴訟法第 98 条第 1 項前段に基づき、主文の通り判決する。

2021 年 2 月 4 日
知的財産裁判所第二法廷
裁判長 汪漢卿
裁判官 彭洪英
裁判官 曾啓謀

添付図 1：係争特許の主な図面



添付図2：証拠2の主な図面



TIPLO 台湾國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所：
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所：
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所
© 2022 TIPLO, All Rights Reserved.